茨城県
新規就農
支援情報

いばらきで農業を

始めたい方のために

Be Farmer

きっと 見つかる あなたの農業

茨城県新規就農相談センター

（公益社団法人茨城県農林振興公社）

I 就農までの道筋

新しく農業を始めるということは他産業での起業とかわりません。経営に必要な技術、ノウハウを身につけ、経営開始のための資金を用意することが必要です。

このため、就農のための情報収集に努めて意志を固め、意志決定後には具体的な営農計画の作成と、研修を含め十分な準備期間が必要となります。

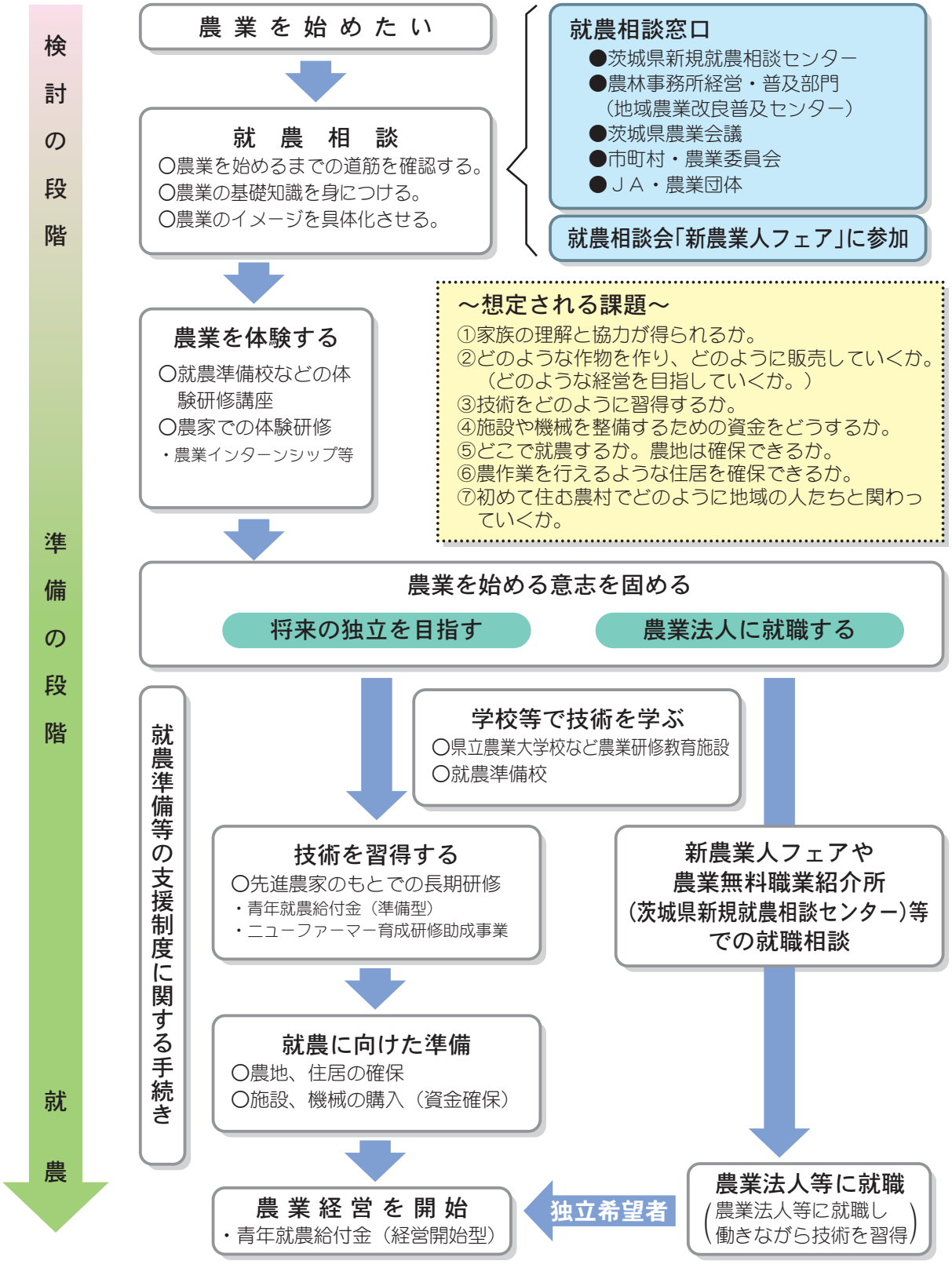

II 意志決定

【まずは農業を体験する】

職業として農業を選択する前に、まずは先輩農業者の話を聴いたり、実際に農業体験をしてください。

これらの経験を通じて、本当に農業をやりたいのか、適性はあるかなどを確認したうえで、就農への意志を固めていくことが必要です。

農業体験の方法	内　　容
就農準備校など学校での体験研修	茨城県内の農業の専修学校では、就農準備校や１週間から６ヶ月の農業体験研修講座などを開設しています。 お問い合わせ先　５頁の「学校で学ぶ」を参照ください。
農業インターンシップ	学生や社会人を対象に、就職先としての農業を知ってもらうため、農業法人等での１ヶ月以内の就業体験を実施しています。 お問い合わせ先　（公社）日本農業法人協会　TEL03-6268-9500
農家・農業法人での体験研修	各地域では農家や農業法人等での体験研修の受け入れに協力しています。 お問い合わせ先　茨城県新規就農相談センター　TEL029-239-7131

【将来の独立を目指しますか、農業法人に就職を希望しますか】

独立して農業者になる場合は、就農のイメージを明確にし（4頁）、知識・技術を習得（5頁）するとともに農地等の確保、就農計画の作成（6頁）、機械や施設等を取得するための資金確保（7頁）が必要になります。

農業はやりたいが事業主としてやっていく自信がなければ、農業法人等に就職して農業に従事する道もあります。農業法人への就職を希望する場合には、８頁をご覧ください。

独立就農

法人就職

【家族の理解を得ていますか】

独立して農業者になる場合には、自分自身の労働力では不足することがありますので、家族の理解と協力が必要になります。会社などに勤めている方が農業への転職を考えている場合には、収入や休日などが変わることを家族に十分に理解してもらう必要があります。

また、農村に引っ越すことも考えて、子どもの教育などの生活環境が変わることもありますので、家族でよく相談しておくことが必要です。

【自己資金を確保しましょう】

独立して農業者になる場合には、ハウスやトラクターなどの施設・機械を購入するための資金や、肥料や農薬を購入するための運転資金が必要になります。

できる限り自己資金を活用することが望ましいですが、施設・機械の購入には公的な融資制度を活用することも有効な方法です。

また、農業を始めて直ちに収入があるわけではないので、収入が安定するまでの生活資金も必要になります。余裕を持って自己資金を確保しておくことが必要です。

Ⅲ 茨城農業を知って就農のイメージづくり

茨城の農業を知る

茨城県は、農家戸数が全国第２位（平22）、農業産出額が全国第２位（平25）の農業県です。

農業産出額の約半分は、園芸作物（野菜、いも類、果実、花き）が占めています。

各地域の主な農畜産物

○県北：水稲、ソバ、ナス、ネギ、カボチャ、トマト、ブドウ、ナシ、リンゴ、肉用牛、茶など

○県央：水稲、麦、大豆、ネギ、ニラ、レンコン、イチゴ、メロン、サツマイモ、クリ、生乳、コギク、ナシ、カキ、カボチャ、ナスなど

○鹿行：メロン、サツマイモ、水稲、ピーマン、イチゴ、トマト、ゴボウ、ニンジン、豚、ミツバ、チンゲンサイ、シュンギクなど

○県南：水稲、レンコン、クリ、ナシ、麦、豚、生乳、トマト、カボチャ、スイカ、キュウリ、イチゴ、ネギ、落花生など

○県西：水稲、麦、大豆、ソバ、スイカ、キュウリ、トマト、イチゴ、ネギ、レタス、ナシ、メロン、ハクサイ、キャベツ、カボチャ、ホウレンソウ、豚など

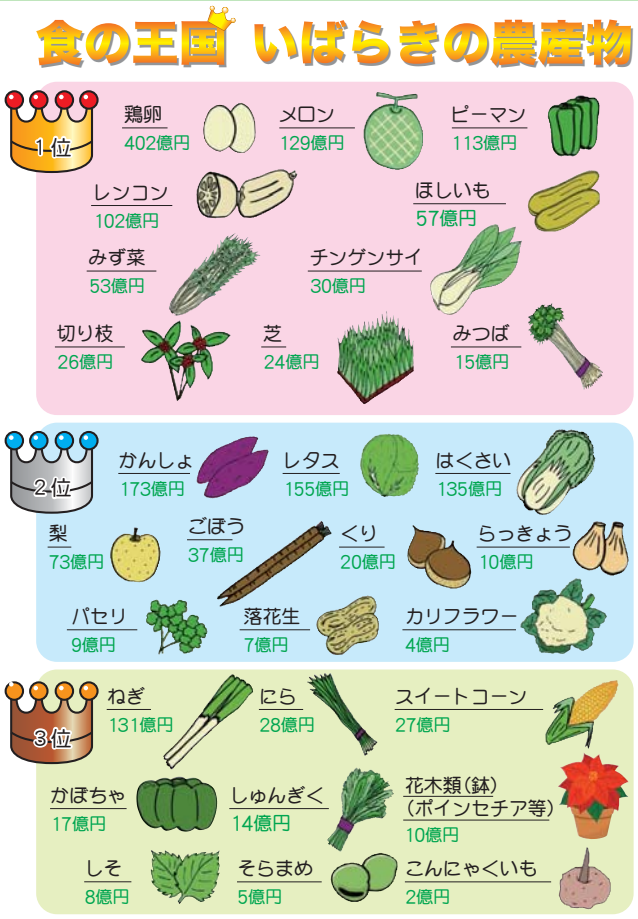

平成25年品目別農業産出額　全国１～３位の品目

就農のイメージづくり

ライフプランをふまえて、生活とバランスがとれた営農計画を立てるために、以下のことを検討します。

○販売先の確保（誰に、どのように販売するかが経営の大きなポイントです。）
○労働力の確保（品目により必要な労働時間が大きく異なります。）
○規模の設定（作る品目や労働力によって、経営規模が決まります。）
○施設・機械の導入（必要とする施設・機械により準備する資金の額が異なります。）

◆農業所得の目安（10ａ当たり）

作物名	作型等（）内は収穫時期	収量（kg・本等）	単価（円/kg・本等）	売上（万円/10a）	経営費（万円/10a）	所得（万円/10a）	労働時間（時間/10a）
イチゴ	促成とちおとめ(11～5月)	4,200	923	388	201	187	2,013
トマト	ハウス無加温半促成（5～7月）	8,800	268	236	149	87	603
キュウリ	抑制栽培（8～11月）	5,500	255	140	103	37	405
メロン	半促成無加温（5～6月）	2,900	417	121	80	41	340
ピーマン	抑制（8～12月）	4,500	298	134	93	41	422
ホウレンソウ	ハウス周年（5作）	7,500	373	280	159	121	921
結球レタス	春どり・トンネルマルチ(2～4月)	3,000	188	56	38	18	182
キャベツ	初夏どり・べたがけマルチ(5～6月)	5,000	73	36	26	10	53
ネギ	夏秋どり（7～9月）	3,000	297	89	46	43	251
サツマイモ	普通掘り（9～11月）	2,200	134	29	20	9	134
ニンジン	初夏どり・トンネル(5～6月)	5,000	167	84	37	47	98
レンコン	露地（10～6月）	2,000	401	80	33	47	179
ナシ	露地・幸水（8月）	2,700	314	85	51	34	242
ブドウ	雨よけ・巨峰（8～9月）	1,200	747	90	48	42	295
水稲	コシヒカリ・10ha規模(9月)	510	210	11	8	3	15

※茨城県主要作物・作型別経営指標（H26・3策定）より引用，一部改変

Ⅳ 知識・技術の習得

学校で学ぶ

茨城県内には、農業分野の専門学校があり、それぞれの特徴を生かした農業の実践教育を行っています。

また、国や県等からの事業を受託して研修等を実施しています。

学　校　名	所 在 地	電話番号	主な研修事業
日本農業実践学園	水　戸　市	029-259-2002	○就農準備校 土曜日を利用して農業の基本的な知識・技術を学ぶコース ○チャレンジ the 農業体験・研修 年間を通した農業体験コース（1週間、1ヶ月間、3ヶ月間）
鯉淵学園農業栄養専門学校	水　戸　市	029-259-2811	○チャレンジ！ファームスクール 半年間及び一年間で農業の基礎・技術を学ぶコース ○就農準備校 土曜日に開校する農業を実践的に学べるコース ○キャリアコース 年間をとおした農業入門コース（体験１日～７日、３ヶ月）

いばらき営農塾（県立農業大学校での研修）

新規参入やUターン、定年帰農などにより、新たに農業を始めようとする方や、農業を始めて間もない方などを対象に、基礎的な農業技術を体系的に学べる研修を開講しています。

研　修　名	コース名	対　象　者	期　　間
営農支援研修	Ａコース	県内で本格的な農業経営を目指す方（概ね 45 歳まで）	５月～８月（27日）
	Ｂコース		12月～３月（27日）
定年帰農者等支援研修	水稲入門コース	定年退職等により県内で農業を始め、農産物を販売し収入を得ようとする方（概ね 65 歳まで）	５月～10月（20日）
	野菜入門コース		９月～11月（23日）

※研修場所は農業大学校（茨城町長岡）です。
※お問い合わせ先：茨城県立農業大学校研修科　TEL０２９－２９２－０４１９

先進農家研修（長期研修）

農業経営に関する知識や技術を身につけ、自信を持って就農するためには、農業者のもとで１～２年の長期研修を行うことは、とても重要なことです。

特に、農外から新規に参入する場合、技術習得はもちろん、農村社会での生活や農地探し、就農後の相談支援など農業者の協力が欠かせませんので、先進農家研修は就農への大きなステップとなります。

茨城県では、青年就農給付金（準備型）、ニューファーマー育成研修助成事業（７頁参照）により先進農家研修を支援しています。

V 農地等の確保

農地の確保は「信用」が決め手

農地を借りるためには、周囲の人々の信用を得て、その地域の一員として認められることが重要なポイントになります。

これまで多くの就農希望者が、研修期間を通して研修受入先の農業者などの支援を受けて農地を確保するなど、はじめは農業者間の信頼関係に頼って借り入れています。

農地を借りるための主な条件

農地を買ったり、借りたりする場合には、農地法の規制を受けることになります。

農地法では、確実に農業経営を行うことはもちろん、賃貸借や売買による権利取得後の経営面積が原則として50アール以上であることとされています。ただし、ビニールハウスを使った集約的な農業など必ずしも50アールを必要としない場合等もありますので、詳しくは各市町村の農業委員会に確認してください。

作業場も必要

農業を行う場合には、農作物を栽培する農地のほか、農作物の出荷調整のための作業場や機械、農業資材などを置いておくための収納スペースも必要です。

農地と一緒に確保することを考えておく必要があります。

VI 青年等就農計画の認定制度

就農希望者（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む）が、将来の農業経営のビジョンを就農計画として作成し、農業経営を開始しようとする市町村の認定を受けることにより、農業経営者としての自覚を促すとともに、関係機関が共通認識を持って就農支援を実施していくための制度です。

次の方が対象となり、青年等就農計画の認定を受けた方を「認定新規就農者」といいます。

＜原則18歳以上45歳未満（青年）＞ 茨城県内で農業経営を行うことが確実に見込まれ、将来の農業経営の担い手として発展可能性のある方
＜45歳以上65歳未満（知識・技能を有する者）＞ 茨城県内で農業経営を行うことが確実に見込まれ、近代的な農業を営むことができる知識と技能を持っていると認められる方

青年等就農計画の内容

○経営の構想と目標（経営規模等）
○目標達成に必要な措置
（機械・施設等の導入計画など）
○知識・技能の習得状況

→ 青年等就農計画

就農時の所得目標　250万円
年間総労働時間　2,000時間／人

青年等就農計画認定のメリット

① 経営を開始するために必要な施設・機械の購入などの経費を対象とした無利子の「青年等就農資金」の貸付対象者になります。

② 「青年就農給付金（経営開始型）」の受給対象者になります。※ただし、就農時の年齢が原則45歳未満であることなどの要件があります。詳細は就農予定地の市町村にお問い合わせください。

Ⅶ 就農支援制度

青年就農給付金

青年の就農意欲の喚起と定着を図るため、就農前の研修期間（最長２年間）及び経営が不安定な就農直後（最長５年間）の所得を確保する給付金を交付します。

準備型　給付主体：県

●対象者（以下の要件を全て満たす者）

① 原則、就農予定時の年齢が45歳未満

② 都道府県が認める研修機関等で概ね１年以上研修

③ 研修終了後１年以内に自ら農業経営又は農業法人に雇用されて就農又は親元就農

※ 研修終了後１年以内に、独立・自営就農又は雇用就農又は親元への就農をしなかった場合、及び給付期間の1.5倍（最低２年）以上就農を継続しない場合などは、全額返還になります。親元就農を目指す場合は、就農後５年以内に経営を継承又は農業法人の共同経営者になることが必要です。

●給付額　150万円／年

経営開始型　給付主体：市町村

●対象者（以下の要件を全て満たす者　※１）

① 原則、45歳未満で独立・自営就農する者

② 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている（見込みも可）。又は、農地中間管理機構から農地を借り受けている者

③ 就農後の所得（本給付金以外）が350万円未満

※１　農家子弟の方でも以下の場合給付の対象となります。

ア　親の経営から部門を独立させる

イ　親元に就農して５年以内に親から経営を継承する

ウ　新規参入者と同等の経営リスクを負う

●給付額　最大150万円／年
（前年の所得に応じて変動）

経営体育成支援事業

新規就農者など意欲ある多様な経営体が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械の整備等の経費を支援します。

ニューファーマー育成研修助成事業（先進農家研修支援）

茨城県農林振興公社では、認定新規就農者又は公社理事長が研修計画を承認した就農希望者（青年就農給付金の要件に該当しない者）の長期研修（概ね１年以上）を受け入れる農業者等に対して助成しています。

研修生は研修手当の支給を受けながら、農業者として自立するために必要な農業技術や経営感覚を習得することができます。

●助成期間：１年間（特認で２年間可）

●助 成 額：月額10.5万円以内

青年等就農資金貸付制度

就農に必要な資金を無利子で融資する制度です。

○対象者

認定新規就農者

※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人

○資金使途

①施設・機械の取得、改良

②果樹などの新植・改植費、家畜の購入費及び育成費

③農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払い

④経営開始で必要となる資材費など

○借入条件

①借入利率：無利子

②借入限度額：3,700万円

③償還期限：12年以内

④据置期間：5年以内

⑤担保等：融資対象の物件以外の担保及び第三者保証人は不要

○取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫

市町村等の支援事業

県内市町村で研修助成等の支援が行われています。
茨城県新規就農相談センター（茨城県農林振興公社）のホームページで情報提供しています。

Ⅷ 農業法人等への就職

農業法人とは

農業経営を法人組織で行っている会社を農業法人といい、個人農家を含めて**「農業法人等」**といいます。
農業法人等に就職をすると、農地の確保や機械取得等の初期投資をせずに農業に従事することができます。

就職の道すじ

『農業法人に就職したい』と決めたら、まずは情報収集をしましょう。

茨城県新規就農相談センターでは、厚生労働大臣から農業の無料職業紹介事業の許可を得て、農業法人等に就職を希望する方の相談支援や就職あっせんを行っています。

また、就農相談会「新農業人フェア in いばらき」では、経営者や農業の現場で働く先輩から直接話を聞くことができますので、こうした機会を有効に活用してください。

採用の前に、数日間の体験・研修を実施している農業法人等もありますので、直接相談してください。

農業法人への就職の道すじ

意思決定
↓
就農相談会等での相談
↓
体験・研修
↓
試用期間・採用

情報収集
- ○新農業人フェア
- ○農林振興公社の就農相談
- ○ハローワーク・ジョブカフェ
- ○インターネットなど

農業法人等が求める人材

- ○農業が好きでやる気のある方
- ○明るくコミュニケーションがとれる方
- ○自分から仕事を見つけていく方
- ○健康で体力のある方

〈留意点〉
- ☆　待遇（給与、休日、社会保険等）や経営規模は、入社の前に自分自身で確認しましょう。
- ☆　農業経験のない方は、農繁期の労働時間や天候による労働環境の変化等があることを理解しましょう。

【就農相談窓口】

名称及び連絡先		管　轄　地　域
県北農林事務所 経営・普及部門	TEL0294-80-3340	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市
常陸大宮地域農業改良普及センター	TEL0295-53-0116	常陸大宮市、大子町
県央農林事務所 経営・普及部門	TEL029-227-1521	水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村
笠間地域農業改良普及センター	TEL0296-72-0701	笠間市、城里町
鹿行農林事務所 経営・普及部門	TEL0291-33-6192	鹿嶋市、神栖市、鉾田市
行方地域農業改良普及センター	TEL0299-72-0256	潮来市、行方市
県南農林事務所 経営・普及部門	TEL029-822-7242	土浦市、石岡市、かすみがうら市
稲敷地域農業改良普及センター	TEL029-892-2934	龍ケ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町
つくば地域農業改良普及センター	TEL029-836-1109	取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、利根町
県西農林事務所 経営・普及部門	TEL0296-24-9206	下妻市、筑西市、桜川市
結城地域農業改良普及センター	TEL0296-48-0184	結城市、常総市、八千代町
坂東地域農業改良普及センター	TEL0297-34-2134	古河市、坂東市、五霞町、境町

【県域の関係機関】

名称及び連絡先		就農支援の内容
茨城県農林水産部農業経営課	TEL029-301-3844	青年就農給付金、農業制度資金
茨城県農業総合センター	TEL0299-45-8322	就農コーディネーターによる就農支援活動
茨城県農業会議	TEL029-301-1236	農の雇用事業、経営継承事業
ＪＡ茨城県中央会県域営農支援センター	TEL029-232-2101	ＪＡ関係の就農支援情報提供

Be Farmer　きっと 見つかる あなたの農業
茨城県新規就農相談センター
公益社団法人 茨城県農林振興公社
〒311-4203 茨城県水戸市上国井町3118番地１
TEL 029（239）7131　FAX 029（239）7097
URL http://www.ibanourin.or.jp/nourin/hajimete/index.html
茨城県新規就農相談センター　検索

（平成27年度作成）